

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	指定年月日	有効期限
しおで循環器内科クリニック	広島市中区幟町13-4広島マツダビル2階	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日
ここから薬局 三川町店	広島市中区三川町1番20号	令和 7年 8月14日	令和13年 8月13日
サンドラッグ広島皆実町薬局	広島市南区皆実町六丁目15番5号 2階	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日
戸田整形外科リハビリクリニック	広島市西区草津東1丁目8番29号	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日
てんた内科クリニック	広島市佐伯区海老園1-3-21	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日
オール薬局 石内店	広島市佐伯区五日市町石内6782番地1	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日
すずらん薬局 五日市店	広島市佐伯区千同一丁目14番25号	令和 7年 9月 1日	令和13年 8月31日